

令和 7 年度 第 1 回

長久手市都市計画審議会資料

長久手市都市計画審議会

報 告 事 項

1 長久手市都市計画マスタープランの
部分改定について

資料 1

2 都市施設の都市計画変更について

資料 2

- (1) 名古屋都市計画教育文化施設の変更
- (2) 名古屋都市計画公園の変更

長久手市都市計画マスタープランの部分改定について

1. 経緯

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、土地利用、道路・公園・下水道などの都市施設、自然環境、景観といった都市を構成するさまざまな要素の方向性を、長期的な視点から定めるものです。

現行の長久手市都市計画マスタープラン（以下「本計画」）は、令和2年3月に令和10年度（2028年度）までを計画期間として策定し、社会経済情勢の変化に応じて、その内容を見直しながら施策を展開するなど、柔軟な対応を図るものとしています。

今回、長久手スポーツの杜再整備の検討に伴い、長久手スポーツの杜周辺を本計画の拠点に位置づける部分改定を行います。

長久手スポーツの杜は、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」において、「スポーツの杜の公有地化を図り、屋外スポーツの拠点として、施設の集約および機能強化のための拡充を目指す」としているほか、「第6次長久手市総合計画後期アクションプラン2024～2028」においても、「借地となっている長久手スポーツの杜用地を公有地化し、市内に点在する屋外スポーツ施設の集約化も考慮し、スポーツを楽しむ環境を再整備する」としています。また、第6次長久手市総合計画に基づき、令和2年3月に「長久手市スポーツ施設等整備計画」を策定したほか、令和5年度には「スポーツの杜再整備検討業務」を実施し、令和7年3月には「長久手市スポーツ推進計画」を見直し、「公有地化を図り、屋外スポーツ施設の拠点として、拡充を目指す」と位置づけています。現在は、令和8年3月を目標に「スポーツの杜再整備基本計画」の策定に取り組んでおり、施設再整備の検討を進めている状況となっています。

2. 長久手スポーツの杜周辺を都市計画上の拠点に位置づける理由

長久手スポーツの杜は、供用開始から30年以上が経過し、施設の更新が必要となるほか、市内には屋外スポーツ施設が点在しているため、本施設の公有地化を図りながら他の屋外スポーツ施設を集約し、効率的な運営を目指しています。また、これまでの検討により、多様化する屋外スポーツ需要に対応するための施設拡大を伴う再整備による屋外スポーツ施設としての機能向上並びに、公園機能を追加することで、市民全体のためのレクリエーションの場としての整備を目指すこととしました。

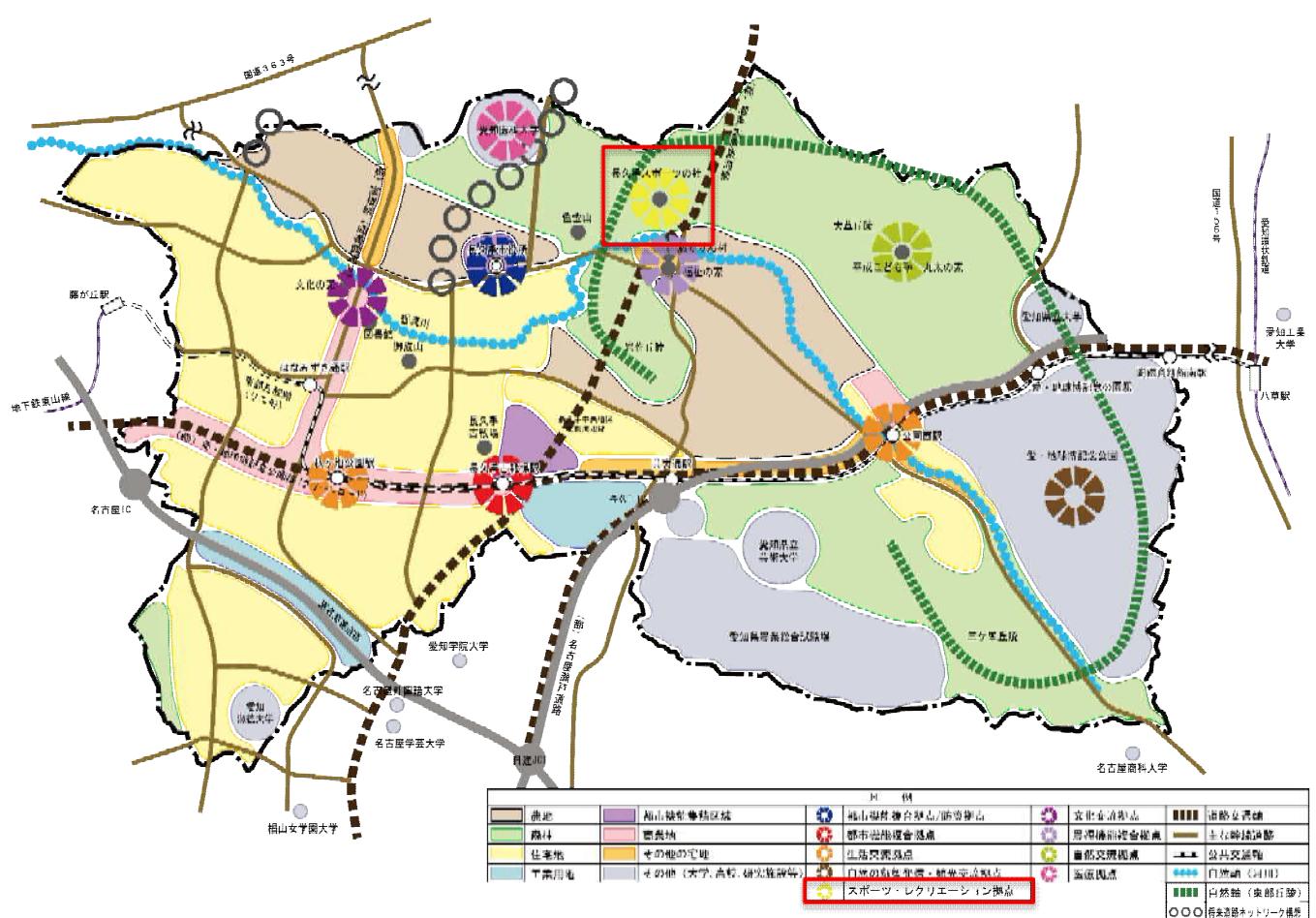
以上を実現することは、本計画の全体構想の基本理念にある「健康で質の高い生活環境の確保」に繋がることから、よって、長久手スポーツの杜周辺を本計画の将来都市構造における拠点の一つとして位置づけます。

3. 改定内容

本施設は既存の運動施設としての敷地を活用しながら、施設の拡大を伴う再整備を実施できる位置にあり、既存ストックの活用が可能であることや、（都）瀬戸大府東海線の整備が予定されており、市内外からのアクセスが向上する見込みがあること、新たにレクリエーション機能を持たせるうえで、周囲の豊かな自然を活用できることから、現在の長久手スポーツの杜周辺を本計画の将来都市構造において、新たに「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、今後の再整備を推進していくこととします。

■スポーツ・レクリエーション拠点

- ・長久手スポーツの杜周辺を、「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、スポーツによる健康増進や、豊かな自然を活かした憩いとレクリエーションの場としての機能の充実を目指します。



長久手市都市計画マスタープランの部分改定について

4. 都市計画マスタープランにおける改定箇所

以下の2つの章において、前項の改定内容を反映させます。

第2章 全体構想

3. 将来都市構造

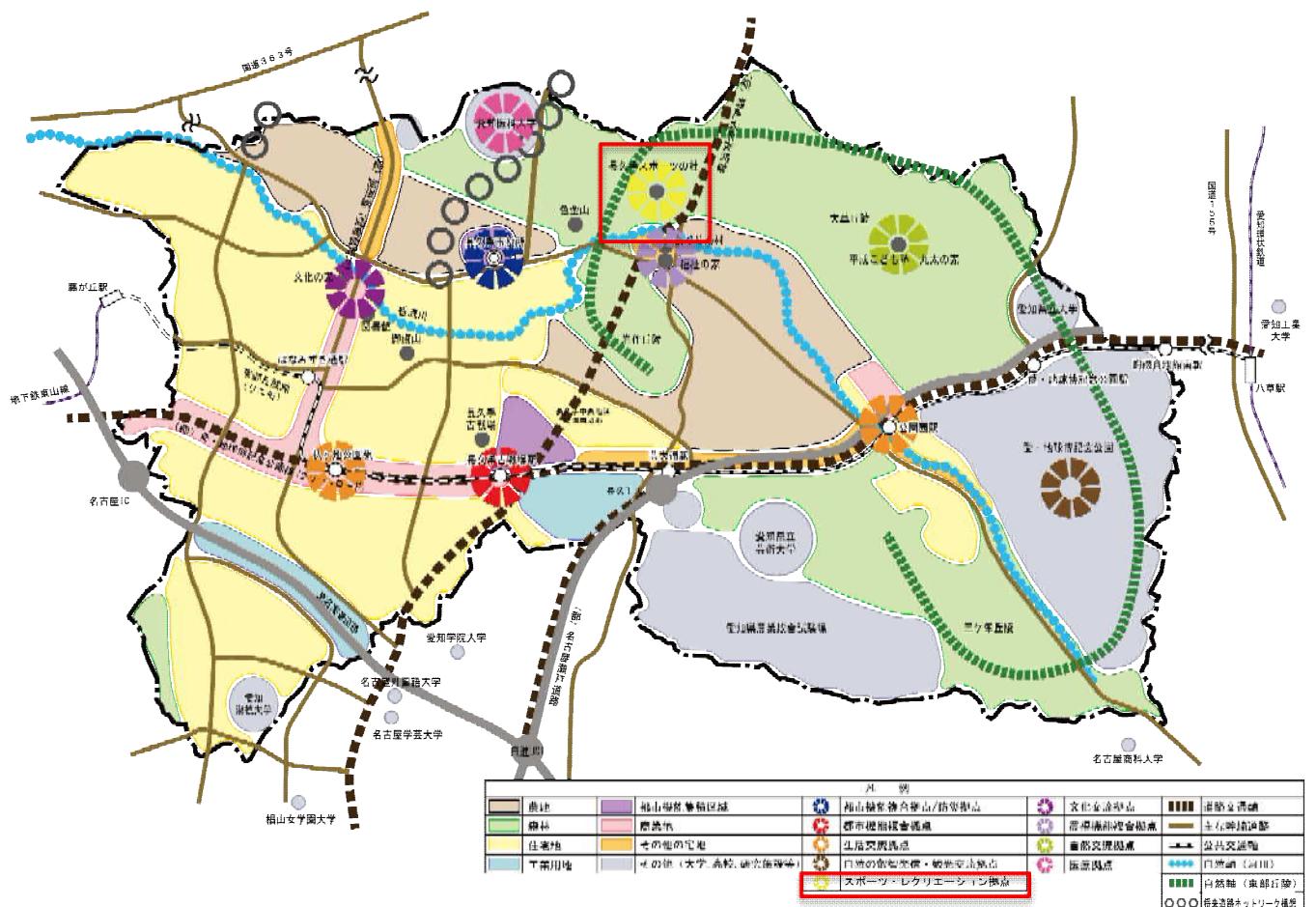
- ・ (2) 抱点の形成 (P62) に抱点として追加
- ・ (5) 将来都市構造図 (P67) に抱点として追加

第3章 地域別構想

2. 地域別方針

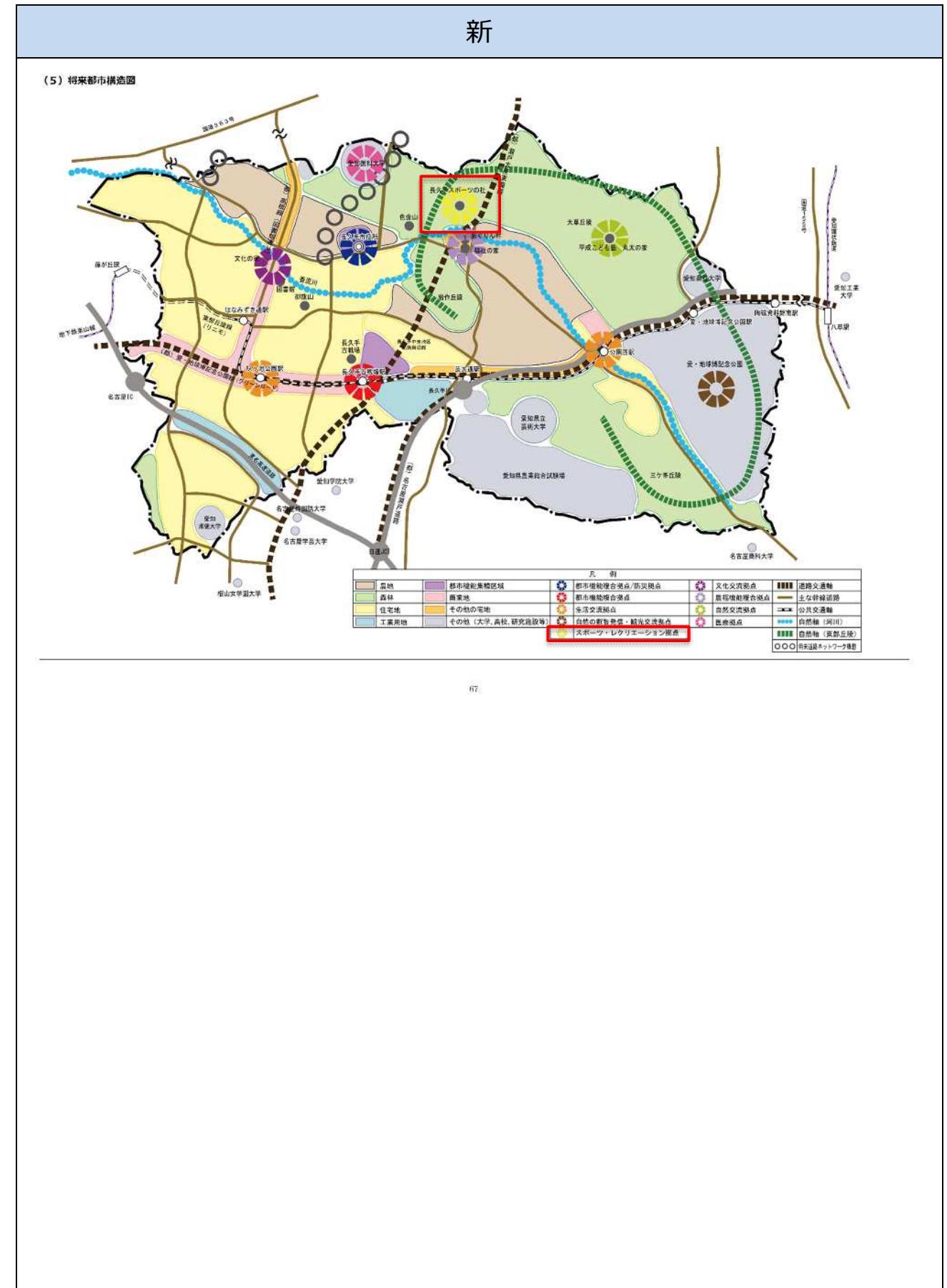
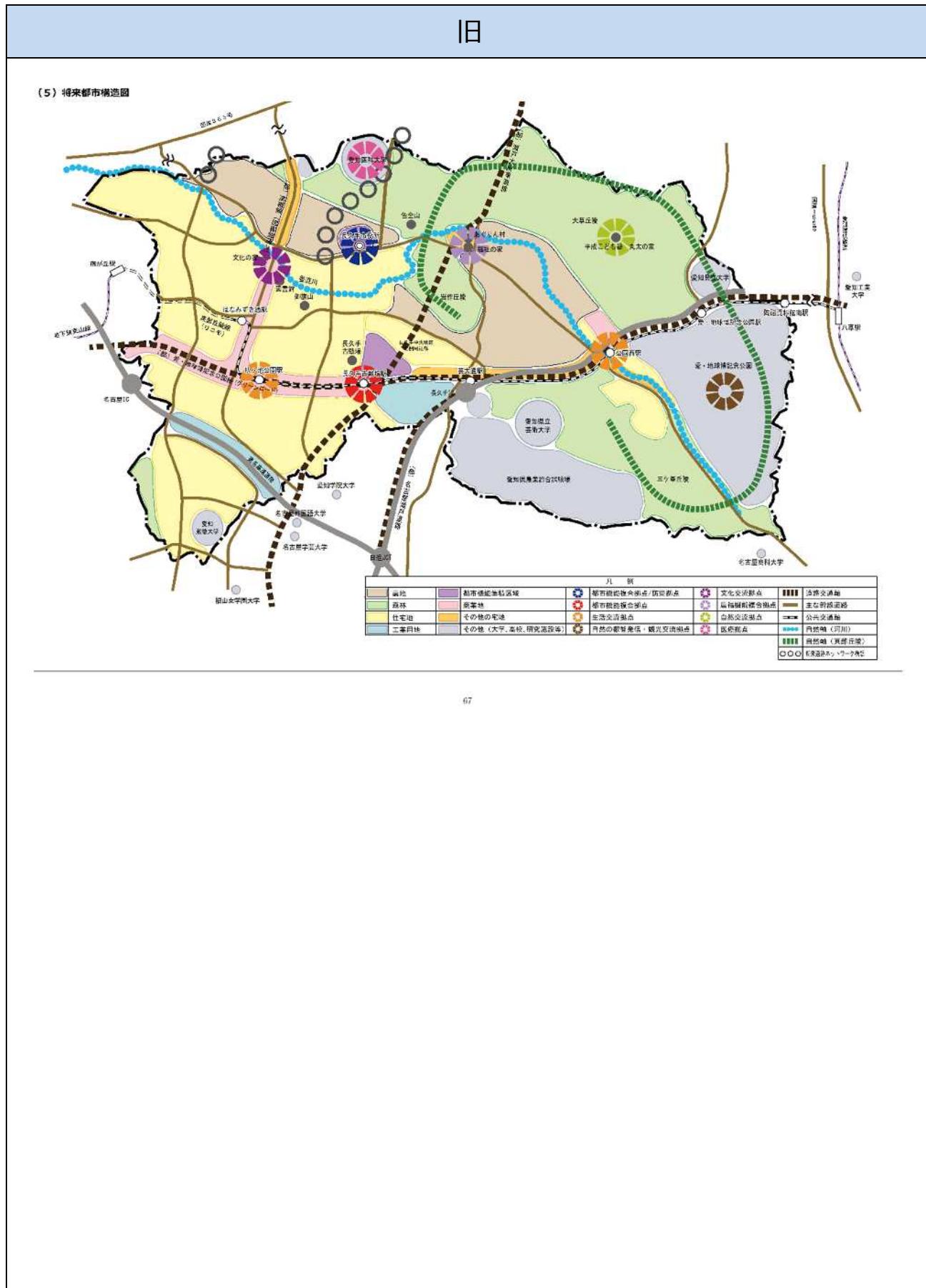
(4) 東部地域の方針

- ・ 【抱点の形成】 (P97) に抱点として追加
- ・ まちづくり方針図【東部地域】 (P99) に抱点として追加



新旧対照表

旧	新
<p>3. 将来都市構造</p> <p>本マスタープランの基本理念及び基本的な考え方を実現するため、本市が目指すべき都市の姿を、将来都市構造として明らかにします。</p> <p>(1) 将来都市構造形成の考え方</p> <p>土地利用として、市西部の市街地と市東部の豊かな自然が共存する都市構造を基本とします。市内において行政、商業、文化、観光、福祉等特色ある機能、性質が集積する箇所を「拠点」として位置付け、今後、都市機能をより一層高めることとします。拠点間については、公共交通の利便性を高めるとともに、歩行者・自転車の移動環境の向上や、にぎわいづくりを進めることで、歩いて暮らせるまちづくり及び低炭素型の環境にやさしい都市の実現を目指す拠点間ネットワークの構築を進めます。（P63「拠点間ネットワークの概念図」参照）</p> <p>また、概ね小学校区をひとつのまとまりとして、小さなエリアで必要なサービスを享受することができる暮らしやすい居住環境を備えたまちづくりを進めます。</p> <p>今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、市内の避難所等への移動経路の安全性を高めます。</p> <p>(2) 拠点の形成</p> <p>■都市機能複合拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な行政施設が多く立地する市役所周辺及び商業・観光・市民協働等の様々な機能を有するリニモ長久手古戦場駅周辺を「都市機能複合拠点」と位置付け、さらなる都市機能の充実を図ります。 <p>■生活交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、交通利便性の高い東部丘陵線（リニモ）の駅周辺（桜ヶ池公園、公園西）を「生活交流拠点」と位置付け、買い物をはじめ市民の日常的生活を支える商業、サービス機能等の集積を目指します。 <p>■自然の叡智発信・観光交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知万博の理念「自然の叡智」を継承するジブリパークの開業が予定されている愛・地球博記念公園を「自然の叡智発信・観光交流拠点」と位置づけ、ここを拠点に愛知万博の理念である自然との共生やスタジオジブリの世界観が市内全域に浸透することを目指します。また、市内最大の観光交流の場として、市内の各拠点と観光施設及び市外の交通結節点（藤が丘駅及び八草駅）との周遊性を高めます。 <p>■文化交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術、文化活動の拠点である文化の家や、知識、情報の集積と市民の学びの拠点である中央図書館の周辺を「文化交流拠点」と位置付け、文化面からの交流機能の充実を目指します。 	<p>3. 将来都市構造</p> <p>本マスタープランの基本理念及び基本的な考え方を実現するため、本市が目指すべき都市の姿を、将来都市構造として明らかにします。</p> <p>(1) 将来都市構造形成の考え方</p> <p>土地利用として、市西部の市街地と市東部の豊かな自然が共存する都市構造を基本とします。市内において行政、商業、文化、観光、福祉等特色ある機能、性質が集積する箇所を「拠点」として位置付け、今後、都市機能をより一層高めることとします。拠点間については、公共交通の利便性を高めるとともに、歩行者・自転車の移動環境の向上や、にぎわいづくりを進めることで、歩いて暮らせるまちづくり及び低炭素型の環境にやさしい都市の実現を目指す拠点間ネットワークの構築を進めます。（P63「拠点間ネットワークの概念図」参照）</p> <p>また、概ね小学校区をひとつのまとまりとして、小さなエリアで必要なサービスを享受することができる暮らしやすい居住環境を備えたまちづくりを進めます。</p> <p>今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、市内の避難所等への移動経路の安全性を高めます。</p> <p>(2) 拠点の形成</p> <p>■都市機能複合拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な行政施設が多く立地する市役所周辺及び商業・観光・市民協働等の様々な機能を有するリニモ長久手古戦場駅周辺を「都市機能複合拠点」と位置付け、さらなる都市機能の充実を図ります。 <p>■生活交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、交通利便性の高い東部丘陵線（リニモ）の駅周辺（桜ヶ池公園、公園西）を「生活交流拠点」と位置付け、買い物をはじめ市民の日常的生活を支える商業、サービス機能等の集積を目指します。 <p>■自然の叡智発信・観光交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知万博の理念「自然の叡智」を継承するジブリパークの開業が予定されている愛・地球博記念公園を「自然の叡智発信・観光交流拠点」と位置づけ、ここを拠点に愛知万博の理念である自然との共生やスタジオジブリの世界観が市内全域に浸透することを目指します。また、市内最大の観光交流の場として、市内の各拠点と観光施設及び市外の交通結節点（藤が丘駅及び八草駅）との周遊性を高めます。 <p>■スポーツ・レクリエーション拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 長久手スポーツの杜周辺を、「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、スポーツによる健康増進や、豊かな自然を活かした憩いとレクリエーションの場としての機能の充実を目指します。



旧

地域西部に広がる農地は、農を通じて都市部と農村部の人々が交流する長久手ならではのライフスタイルの場の実現に向けて取り組んでおり、農地の積極的、政策的な保全を図ります。また、農村集落地についても、重要な景観要素であることから、適切な土地利用誘導を進めながら生活環境の向上を図ります。

愛知県農業総合試験場、愛知県立芸術大学では、敷地内緑化が施され、周辺の緑と一体となって豊かな丘陵樹林地を形成しており、これら的一体となった緑の環境の維持を図ります。

リニモ公園西駅周辺地区においては、土地区画整理事業により、交通利便性を生かしながら、環境配慮型のまちづくりを先導的に進めることにより、低炭素社会に向けた土地利用の展開を図ります。そして、本地区における環境配慮型まちづくりの取組を、既成市街地へと順次導入していきます。また、リニモ公園西駅周辺地区に近接する地区計画制度を活用することが想定される住宅地については、周辺の自然環境に配慮するとともに、都市基盤施設の整備状況等を踏まえた土地利用の誘導を図ります。

市街化調整区域の(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)北側沿道については、リニモ長久手古戦場駅やリニモ公園西駅周辺を中心とした土地利用を展開することにより、都市的土地利用の需要が高まると考えられるため、その適切な土地利用の誘導を図ります。

(第3次長久手市土地利用計画)

【拠点の形成】

■生活交流拠点

- 歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、交通利便性の高い東部丘陵線（リニモ）の駅周辺（公園西）を「生活交流拠点」と位置付け、買い物をはじめ市民の日常的な生活を支える商業、サービス機能等の集積を図ります。

■自然の叡智発信・観光交流拠点

- 愛知万博の理念「自然の叡智」を継承するジブリパークの開業が予定されている愛・地球博記念公園を「自然の叡智発信・観光交流拠点」と位置づけ、ここを拠点に愛知万博の理念である自然との共生やスタジオジブリの世界観が市内全域に浸透することを目指します。また、市内最大の観光交流の場として、市内の各拠点と観光施設及び市外の交通結節点（藤が丘駅及び八草駅）との周遊性を高めます。

■農福機能複合拠点

- 農業振興や、都市と農の交流促進をめざした施設である「あぐりん村」と健康・福祉の機能が複合した拠点施設である「福祉の家」を「農福機能複合拠点」と位置付け、農業や食生活、健康増進活動を通じた機能の充実を目指します。

■自然交流拠点

- 市東部の香流川に沿ってひろがる田園地域や里山の自然資源を活かしたまちづくりの拠点として、平成こども塾丸太の家周辺を「自然交流拠点」として位置付け、体験学習機能や自然との交流・ふれあい機能等の維持・充実を目指します。

新

フスタイルの場の実現に向けて取り組んでおり、農地の積極的、政策的な保全を図ります。また、農村集落地についても、重要な景観要素であることから、適切な土地利用誘導を進めながら生活環境の向上を図ります。

愛知県農業総合試験場、愛知県立芸術大学では、敷地内緑化が施され、周辺の緑と一体となって豊かな丘陵樹林地を形成しており、これら的一体となった緑の環境の維持を図ります。

リニモ公園西駅周辺地区においては、土地区画整理事業により、交通利便性を生かしながら、環境配慮型のまちづくりを先導的に進めることにより、低炭素社会に向けた土地利用の展開を図ります。そして、本地区における環境配慮型まちづくりの取組を、既成市街地へと順次導入していきます。また、リニモ公園西駅周辺地区に近接する地区計画制度を活用することが想定される住宅地については、周辺の自然環境に配慮するとともに、都市基盤施設の整備状況等を踏まえた土地利用の誘導を図ります。

市街化調整区域の(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)北側沿道については、リニモ長久手古戦場駅やリニモ公園西駅周辺を中心とした土地利用を展開することにより、都市的土地利用の需要が高まると考えられるため、その適切な土地利用の誘導を図ります。

(第3次長久手市土地利用計画)

【拠点の形成】

■生活交流拠点

- 歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、交通利便性の高い東部丘陵線（リニモ）の駅周辺（公園西）を「生活交流拠点」と位置付け、買い物をはじめ市民の日常的な生活を支える商業、サービス機能等の集積を図ります。

■自然の叡智発信・観光交流拠点

- 愛知万博の理念「自然の叡智」を継承するジブリパークの開業が予定されている愛・地球博記念公園を「自然の叡智発信・観光交流拠点」と位置づけ、ここを拠点に愛知万博の理念である自然との共生やスタジオジブリの世界観が市内全域に浸透することを目指します。また、市内最大の観光交流の場として、市内の各拠点と観光施設及び市外の交通結節点（藤が丘駅及び八草駅）との周遊性を高めます。

■スポーツ・レクリエーション拠点

- 長久手スポーツの杜周辺を、「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、スポーツによる健康増進や、豊かな自然を活かした憩いとレクリエーションの場としての機能の充実を目指します。

■農福機能複合拠点

- 農業振興や、都市と農の交流促進をめざした施設である「あぐりん村」と健康・福祉の機能が複合した拠点施設である「福祉の家」を「農福機能複合拠点」と位置付け、農業や食生活、健康増進活動を通じた機能の充実を目指します。

■自然交流拠点

- 市東部の香流川に沿ってひろがる田園地域や里山の自然資源を活かしたまちづくりの拠点として、平成こども塾丸太の家周辺を「自然交流拠点」として位置付け、体験学習機能や自然との交流・ふれあい機能等の維持・充実を目指します。

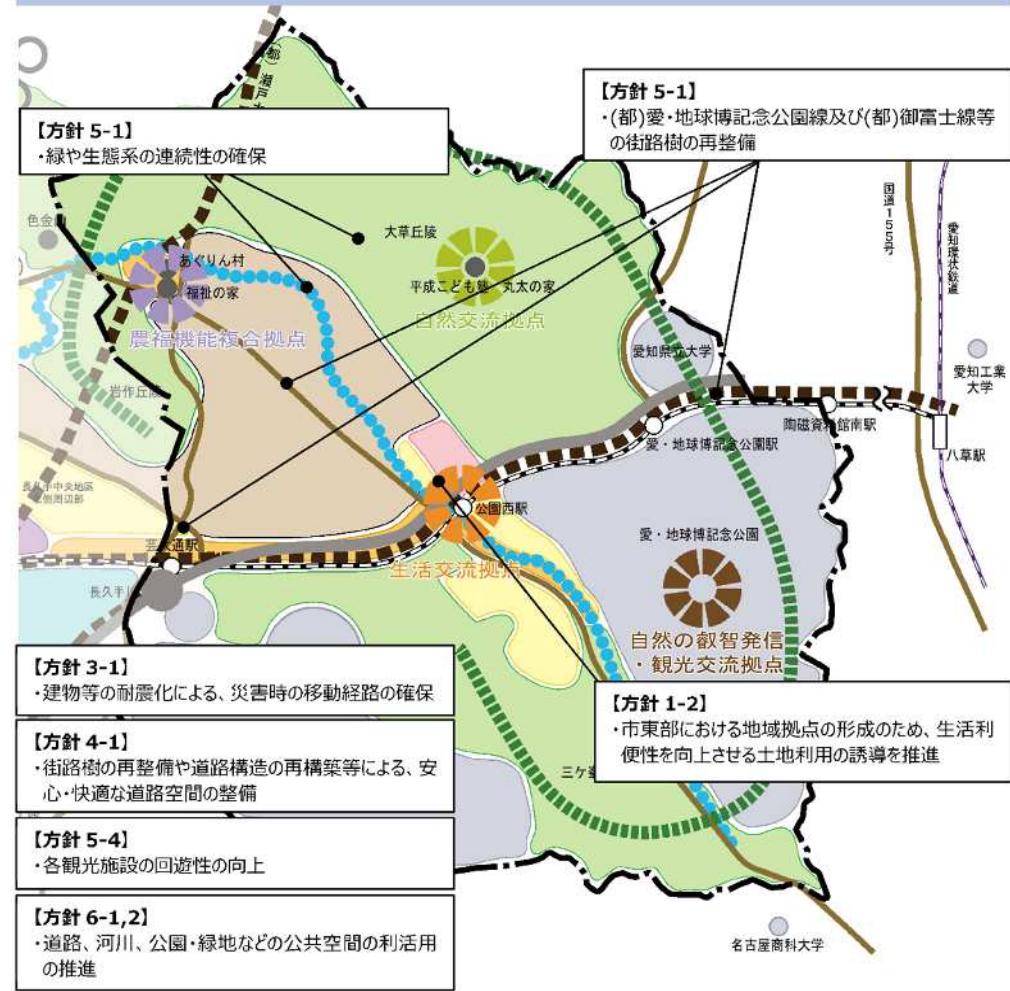
旧

- 市内の各観光施設を回遊するにあたり、移動経路の安全性や快適性の向上に取り組みます。
(5-4)
- ジブリパークの開業に伴う波及効果や、様々な影響を考慮し、必要となる施設の整備を行います。
(5-4)

■都市運営

- 市内の既存ストックにおいて、その利用率を向上させることや新たな利用方法について検討を進めます。
(6-2)
- 道路、河川、公園・緑地等の公共空間の利活用を進め、楽しみ、くつろげる場の創出を進めます。
(6-2)
- まちづくりに関する情報提供や市民活動団体等への活動支援を行うことにより、地域のまちづくりのニーズに対するマッチングを行い、市民協働による活動を進める中で、公共施設や公共空間の整備の方針やその使い方に関するルール作りなどを進めていきます。
(6-3)

まちづくり方針図【東部地域】



99

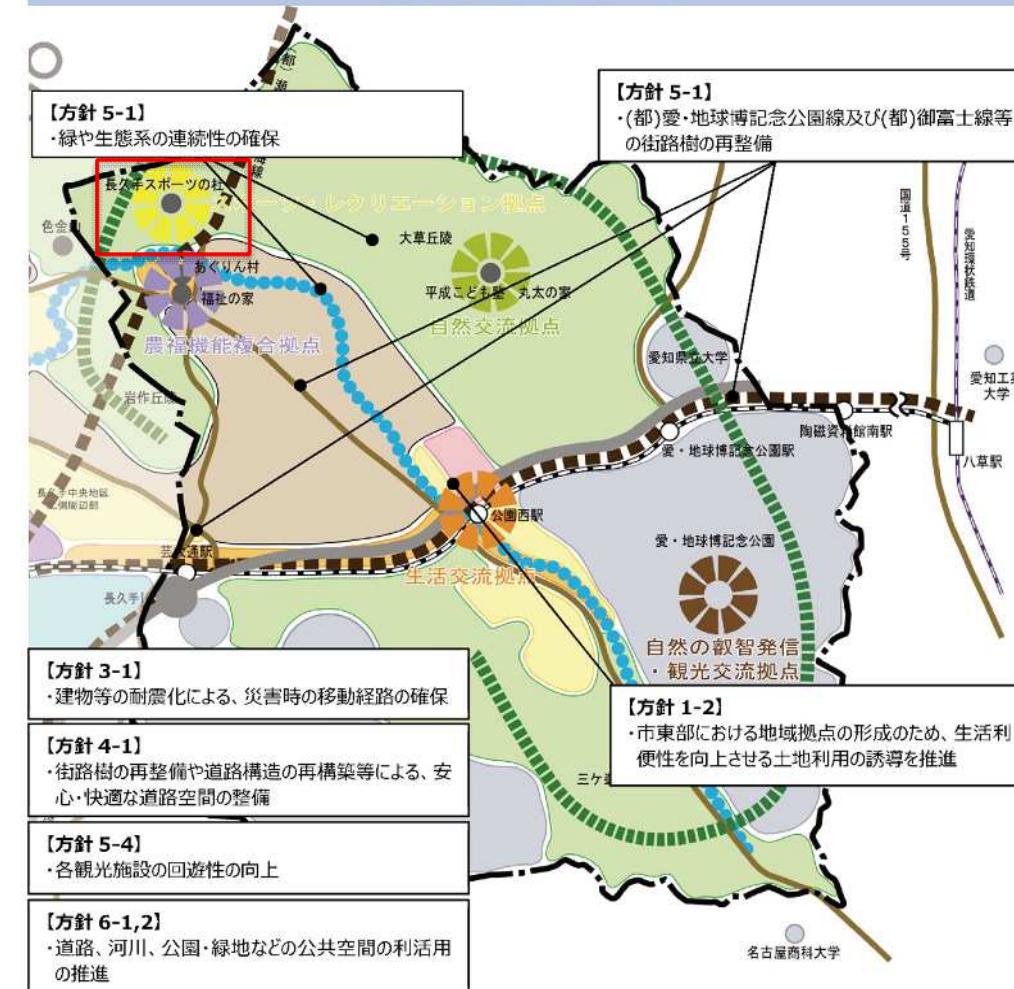
新

- 市内の各観光施設を回遊するにあたり、移動経路の安全性や快適性の向上に取り組みます。
(5-4)
- ジブリパークの開業に伴う波及効果や、様々な影響を考慮し、必要となる施設の整備を行います。
(5-4)

■都市運営

- 市内の既存ストックにおいて、その利用率を向上させることや新たな利用方法について検討を進めます。
(6-2)
- 道路、河川、公園・緑地等の公共空間の利活用を進め、楽しみ、くつろげる場の創出を進めます。
(6-2)
- まちづくりに関する情報提供や市民活動団体等への活動支援を行うことにより、地域のまちづくりのニーズに対するマッチングを行い、市民協働による活動を進める中で、公共施設や公共空間の整備の方針やその使い方に関するルール作りなどを進めていきます。
(6-3)

まちづくり方針図【東部地域】



99

都市施設の都市計画変更について

○都市計画の種類及び名称

- ・名古屋都市計画教育文化施設第2号長久手市文化の家
- ・名古屋都市計画公園3・3・314号桧ヶ根公園

○スケジュール

説明会	縦覧	都市計画審議会	知事への協議	告示
R 7.1.1.2.2	R 8.1.1.3 ～R 8.1.2.7	R 8.3.1.6	R 8.4頃	R 8.6頃
※開催結果下記	※現時点状況下記			

○説明会結果

- ・参加者数：3名
- ・主な質問と回答、意見：別紙1のとおり
- ・当日の様子：



○縦覧状況（令和8年1月18日現在）

- ・名古屋都市計画教育文化施設第2号長久手市文化の家

縦覧者数	意見	縦覧図書
0名	なし	別紙2

- ・名古屋都市計画公園3・3・314号桧ヶ根公園

縦覧者数	意見	縦覧図書
0名	なし	別紙3

主な質問と回答、意見

○質問と回答

(参加者)

図書館が公園の都市計画決定区域となった後の管理運営はどのようになるのか。

(事務局)

都市計画法上は公園施設となるが、図書館の建物管理およびその運営については、これまで通り図書館部局（教育部）が管理運営を行うことを予定している。

(参加者)

長久手浄化センター敷地北側の管理棟部分も含めて都市計画決定は検討しないのか。

(事務局)

長久手浄化センターは、管理棟を含めて既に「都市施設」として都市計画決定がなされている。管理棟部分も含めて都市計画決定するためには、都市計画公園と重複する必要があるが、都市計画施設を重複して決定するためには、長久手浄化センター南側のように、都市計画施設同士が物理的に2層となっている必要がある。

そのため、北側の管理棟部分を含めた都市計画公園として、都市計画決定することはできない。

(参加者)

将来的な整備を検討する際に、長久手浄化センター敷地北側の管理棟部分も含めて一体的に検討・整備する可能性はあるか。

(事務局)

現時点ではそのような考えはない。また、不可能ではないが、今回の都市計画変更の理由は、文化の家、図書館、公園を含む本エリアをより魅力的にすることからも、北側の管理棟部分まで含めて検討はしていない。

(参加者)

都市計画決定後は、他の機能（施設用途）に変更や、多機能化はできないのか。

(事務局)

長久手市立地適正化計画において、文化の家、中央図書館は誘導施設として位置付けられていること、都市計画施設として都市計画決定を検討していることから、各施設の主要機能を変更することはできないものと考える。

ただ、より魅力的な文化交流拠点を目指すなかで、主要機能に影響のない範囲で、ニーズ等に対応するための多機能化については検討余地があると考える。

○意見

(参加者)

長久手浄化センター北側の管理棟部分も含めて広く検討することで、高度利用など土地活用の検討の幅が広がり、より有効な整備・利活用ができると考える。

(参加者)

今回の都市計画決定を機に、6万人の都市にふさわしい、より近代的な図書館整備を目指していただきたい。

名古屋都市計画
教育文化施設の変更
(長久手市)

長久手市

名古屋都市計画教育文化施設の変更（長久手市決定）

都市計画教育文化施設に第2号長久手市文化の家を次のように追加する。

名称		位置	面積	備考
番号	教育文化施設名			
2	長久手市文化の家	長久手市野田農	約 25,100 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本市の教育文化施設は、本市及び本市住民の文化芸術活動を支えるのみならず、文化芸術を通じた交流の場となっており、将来にわたって必要性の高い都市施設である。このことから、将来にわたり持続可能な施設管理・運営を進める必要があるとともに、今後の本市における、文化芸術活動を支える拠点として、より魅力的な整備を進めることを目的として、長久手市文化の家の都市計画決定を行う。

理由書

1 当該都市計画の現状

長久手市文化の家は、本市の総合文化施設として平成 10 年に整備され、特徴的な自主事業等の展開を通じて、文化・芸術の力で人と人を結び付けアートなまちづくり、地域のコミュニティ支援等を行ってきました。

令和 7 年には整備から 27 年が経過し、施設、舞台装置等の大型設備の老朽化が進んでいるほか、バリアフリー法の改正（令和 7 年 6 月 1 日施行）を踏まえた、施設のバリアフリー化の推進が求められています。

2 当該都市計画の上位計画等における位置付け

(1) 長久手市総合計画

第 6 次長久手市総合計画（平成 31 年 3 月策定）では、「基本目標 5 いつでもどこでも誰とでも広がる交流の輪」、「政策 1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進」、「(2)文化芸術による交流」において、「文化の家を拠点として、市全域で文化芸術の分野と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野を連携させることで、地域社会の支え合いやコミュニティの絆づくり等に文化芸術を生かす仕組みや環境づくりに取り組みます。」としています。

また、「基本目標 7 市民から信頼される市政の運営」、「政策 1 効果的かつ効率的な市政運営」、「(1)将来を見据えた財政運営と公共施設の計画的な管理」において、「公共施設やインフラ資産等の新設・更新・維持等について、将来世代への過大な負担としないため、公共施設等総合管理計画に基づいた総合的かつ計画的な管理に取り組みます。」と位置付けています。

(2) 長久手市都市計画マスタープラン

長久手市都市計画マスタープラン（令和 2 年 3 月策定）では、「3. 将来都市構造」、「(1) 将来都市構造形成の考え方」において、「市内において行政、商業、文化、観光、福祉等特色ある機能、性質が集積する箇所を「拠点」として位置付け、今後、都市機能をより一層高めることとします。」としています。

同じく「3. 将来都市構造」、「(2) 拠点の形成」において、「芸術、文化活動の拠点である文化の家や、知識、情報の集積と市民の学びの拠点である中央図書館の周辺を「文化交流拠点」と位置付け、文化面からの交流機能の充実を目指します。」としています。

(3) 長久手市立地適正化計画

長久手市立地適正化計画（令和 6 年 3 月策定）では、長久手市都市計画マスタープランの将来都市構造図に位置付けた拠点の形成を図るために、都市機能誘導区域を設定しており、本施設は文化交流拠点等の形成を図る誘導区域の「長久手古戦場・杣ヶ池公園・はなみずき通駅ゾーン」内に位置しています。

また、長久手市文化の家は本都市機能誘導区域において、教育・文化機能を担う誘導施設として「長久手市文化の家条例に規定する長久手市文化の家」として位置付けられています。

長久手市文化の家を含む本エリアについては、「都市機能誘導区域（拠点形成）に関わる誘導施策」において、「文化交流拠点に立地する長久手市文化の家及び長久手市中央図書館は、市民の交流を促進する場として、引き続き施設の維持・充実を図ります。また、デジタル技術の活用等による施設利用者の利便性向上を引き続き推進していきます。」、「長久手市文化の家、長久手市中央図書館を中心としたエリアで、一体的な事業の創出や活用を図り、子どもから高齢者まで気軽に交流でき、幅広い知識や豊かな感性を育む機会を提供するエリアとして、より魅力的な拠点形成を目指します。」としています。

3 当該都市計画の必要性

長久手市文化の家は、本市における文化交流、市民文化活動等を支える上で、必要不可欠な施設として、本市都市計画マスタープランにおける文化交流拠点を構成する施設と整理されています。また、同様に本市立地適正化計画において、都市機能誘導区域内に位置し、教育・文化機能を担う誘導施設として位置付けられています。

のことから、長久手市文化の家は本市の都市計画上、将来にわたって現位置で必要な機能であり、持続可能な施設管理・運営を進める必要があるとともに、今後の本市における、文化芸術活動を支える拠点として、より魅力的な整備を進める必要があります。

以上のことから、教育文化施設として都市計画決定を行います。

4 当該都市計画の妥当性

(1) 位置

当該施設は、愛知高速交通東部丘陵線はなみずき通駅から約 500mに位置し、本市都市計画道路高根線沿いに位置しており、交通利便性の高い位置です。

また、現に長久手市文化の家が位置しており立地場所による支障は生じていません。

のことから、位置は妥当です。

(2) 区域

当該施設は、筆界を区域の境界としており、明確な区域境界であることから、区域は妥当です。

(3) 規模

本市は、現在は人口増加を続けていますが、2035 年にはピークを迎え、人口減少に転換すると予測されています。そのような中では、新規施設の整備や、大

規模な拡張ではなく、既存ストックを活用した、公共施設の再整備が有効であるため、現施設の敷地とします。また、現施設の利用状況から鑑みても適切な規模です。

以上のことから、当該都市計画は妥当です。

名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図

令和六年三月調製

名古屋都市計画教育文化施設

総括図

S=1 : 10,000

第2号 長久手市文化の家 面積 約 25,100 m²

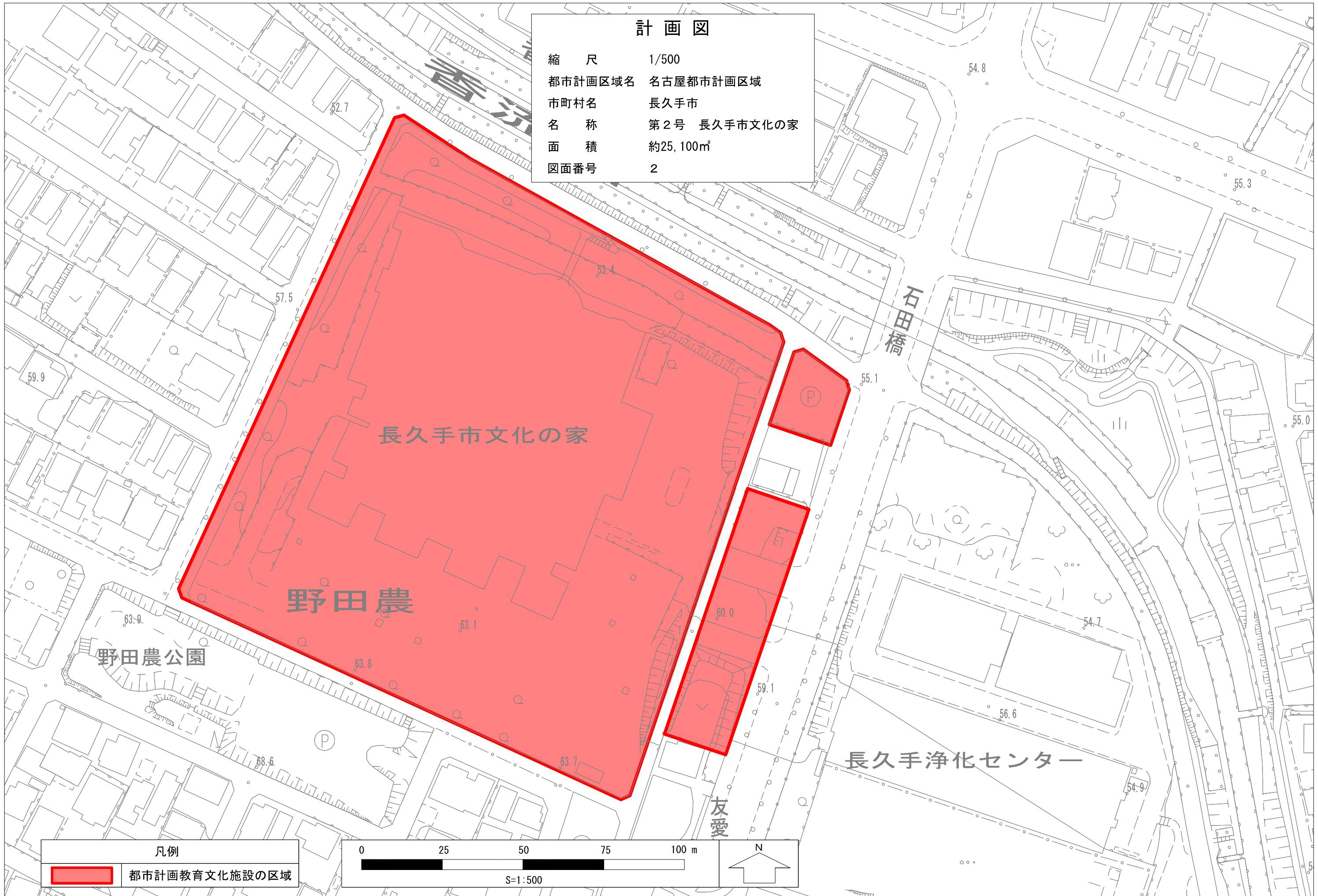
凡 例	
	都市計画教育文化施設の区域

1:10,000

(速) 本例に一般参考まで、詳細についてま、愛知県西春日井市及び長久手市町村の被験児童数と回答率を示して下さい。

計画図

縮 尺 1/500
都市計画区域名 名古屋都市計画区域
市町村名 長久手市
名 称 第2号 長久手市文化の家
面 積 約25,100m²
図面番号 2



都市計画の経緯の概要

名古屋都市計画教育文化施設の変更（長久手市決定）

事項	時期	備考
説明会	令和7年11月22日	場所 長久手市役所 研修室 3名 ※11月号広報掲載
事前協議	令和7年11月26日	
事前協議回答	令和7年12月12日	
管理予定者協議	令和8年1月8日	
案の縦覧	令和8年1月13日 ～ 令和8年1月27日	意見提出あり・なし 縦覧者数〇〇名 ※1月号広報 ※意見提出期限：1/27 以下予定
市都市計画審議会	令和8年3月16日	
知事への協議	令和8年4月〇〇日	
知事回答	令和8年5月〇〇日	
決定告示	令和8年6月〇〇日	

名古屋都市計画

公園の変更

(長久手市)

長久手市

名古屋都市計画公園の変更（長久手市決定）

都市計画公園 3・3・314 号桧ヶ根公園を次のように変更する。

種類	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・314	桧ヶ根公園	長久手市坊の後	約 1.8 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

長久手市において、公園区域を拡大し、隣接する長久手市中央図書館を一体の敷地として、持続的・継続的に一体となった整備や利活用を図り交流機能を高めていくことを目的として、3・3・314 号桧ヶ根公園の都市計画変更を行う。

理由書

1 当該都市計画の現状

桧ヶ根公園は、下水処理施設である長久手浄化センターの上部の一部を使用する形で、平成2年12月5日に当初都市計画決定され、その後平成18年に全面供用されました。市内最大級の芝生広場を備えており、平日にはサッカースクール、休日には多世代の市民が集い、にぎわいを見せており、市内唯一のゴムチップバスケットコートが2面整備されており集客力の高い公園となっています。

また、公園南側には、市内唯一の図書館である、長久手市中央図書館が隣接しており、図書館で借りた本を公園で読む人や、自習室利用者の息抜きの場等として公園を利用する人がいるなど、公園と図書館は一体的な利用がなされています。

2 当該都市計画の上位計画等における位置付け

(1) 長久手市総合計画

第6次長久手市総合計画（平成31年3月策定）では、「基本目標6あえて歩いてみたくなるまち」、「政策2暮らして心地よい生活環境の形成」、「(2)都市基盤施設の充実」において、「市民の憩いの場を確保するため、誰もが気軽に利用できる特色ある公園・緑地を整備します。」としています。

また、「基本目標2子どもが元気に育つまち」、「政策3子どもの健やかな成長を支える環境の整備」、「(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」において、「図書館を「多世代の市民が集う世代間交流の場」とするための取組を充実させます。」としています。

(2) 長久手市都市計画マスタープラン

長久手市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）では、「3.将来都市構造」、「(4)土地利用の構成」、「エ）その他」において、「各利用区分のほか、公園・レクリエーション施設・文教施設・福祉厚生施設等は、本市のまとまりのある緑を確保する上で重要な役割を果たしています。したがって、それらについては敷地内緑化を推進するとともに、適切な配置や環境の保全、防災空間の確保等に配慮しつつ、計画的な整備を図ります。」としています。

また、「3.将来都市構造」、「(1)将来都市構造形成の考え方」において、「市内において行政、商業、文化、観光、福祉等特色ある機能、性質が集積する箇所を「拠点」として位置付け、今後、都市機能をより一層高めることとします。」としています。

同じく「3.将来都市構造」、「(2)拠点の形成」において、「芸術、文化活動の拠点である文化の家や、知識、情報の集積と市民の学びの拠点である中央図書館の周辺を「文化交流拠点」と位置付け、文化面からの交流機能の充実を目指します。」としています。

(3) 長久手市立地適正化計画

長久手市立地適正化計画（令和6年3月策定）では、長久手市都市計画マスター・プランの将来都市構造図に位置付けた拠点の形成を図るために、都市機能誘導区域を設定しており、桧ヶ根公園及び長久手市中央図書館は文化交流拠点等の形成を図る誘導区域の「長久手古戦場・杣ヶ池公園・はなみずき通駅ゾーン」内に位置しています。

また、長久手市中央図書館は本都市機能誘導区域において、教育・文化機能を担う誘導施設として「図書館法の規定に基づき設置される長久手市中央図書館」として位置付けられています。

桧ヶ根公園、長久手市中央図書館を含む本エリアについては、「都市機能誘導区域（拠点形成）に関わる誘導施策」において、「長久手市文化の家、長久手市中央図書館を中心としたエリアで、一体的な事業の創出や活用を図り、子どもから高齢者まで気軽に交流でき、幅広い知識や豊かな感性を育む機会を提供するエリアとして、より魅力的な拠点形成を目指します。」としています。

(4) 長久手市緑の基本計画

長久手市緑の基本計画（令和2年3月策定）では、「II.緑の基本方針」において、「自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々な緑の役割を十分にふまえた上で、必要とされる緑の保全・活用とまちの緑の創出」、「今後も人口増加が想定されている本市の主として人口増加の受け皿となる市街地において、土地区画整理事業により整備された都市公園や主要道路の街路樹再整備と適切な維持・管理及び公共施設や民間施設の緑化拡大・促進などにより、緑あふれる潤いのあるまちづくり」及び「都市と自然が交わる本市において、市民同士の交わり、市外からの来訪者との交わりなど、様々な交流促進が求められているため、交流の場や交流の機会の創出」を基本理念としています。

3 当該都市計画の必要性

桧ヶ根公園及び長久手市中央図書館は一体的な利用がなされていますが、上位計画において「文化交流拠点」として、より魅力的な拠点形成を目指すこととされています。そのため、「文化交流拠点」を形成する、桧ヶ根公園、長久手市中央図書館について、両施設の親和性を一層高めるために、持続的・継続的に一体となった整備や利活用を図り交流機能を高めていく必要があり、都市計画においても両者が一体であることを明確に位置付けることで、将来にわたってより魅力的な交流の場としていきます。

以上のことから、隣接する長久手市中央図書館の区域と合わせ、都市計画公園区域の見直しを図り、約0.23haの区域を拡大する都市計画変更を行います。

4 当該都市計画の妥当性

(1) 位置

当該施設は、愛知高速交通東部丘陵線はなみずき通駅から約 500mに位置し、本市都市計画道路高根線沿いに位置しており、交通利便性の高い位置です。

また、浸水想定や土砂災害といった各種ハザード区域との重複がなく、防災上も安全な位置となっています。

のことから、位置は妥当です。

(2) 区域

当該施設は、道路、筆界現況地物等を区域の境界としており、明確な区域境界であることから、区域は妥当です。

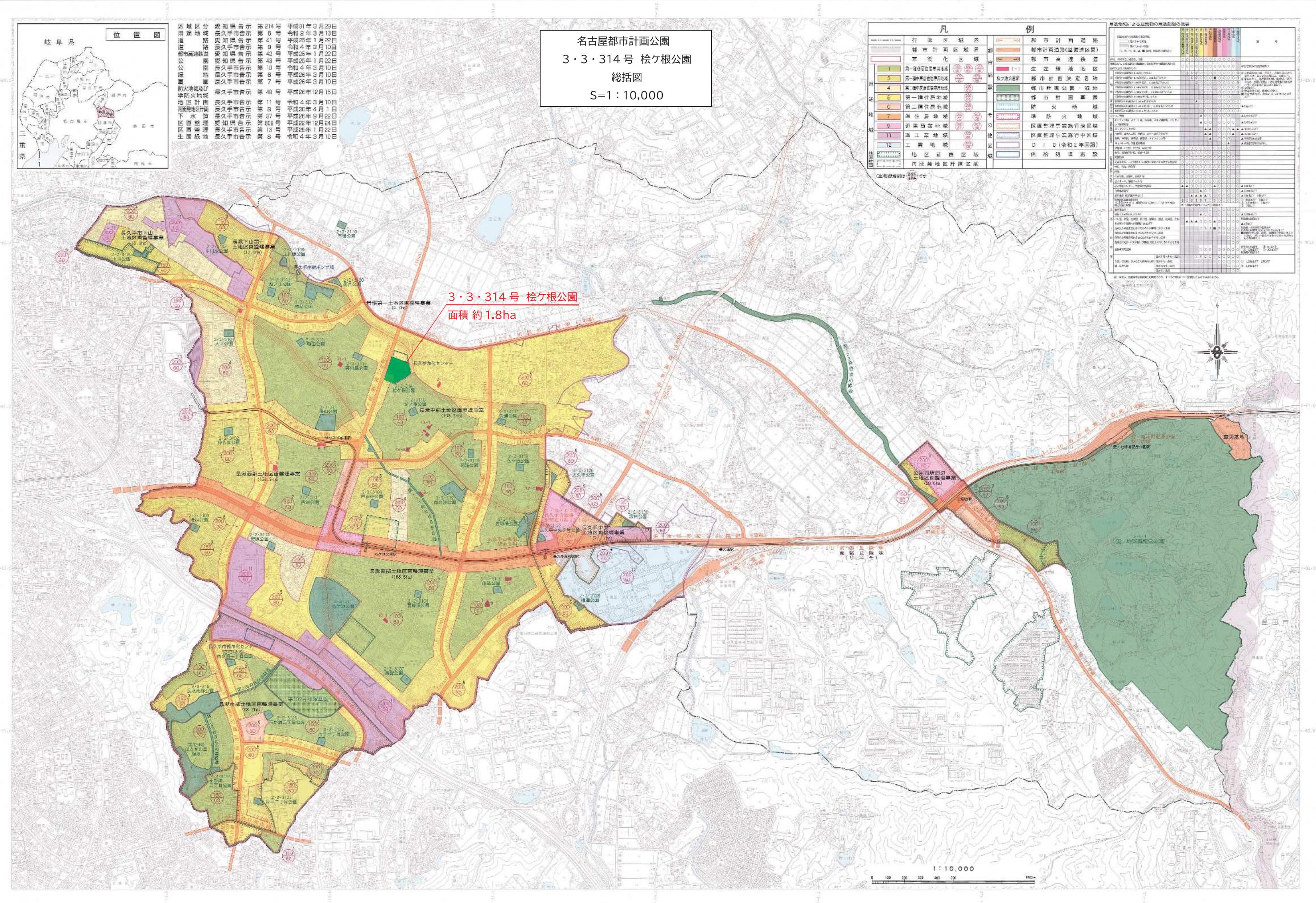
(3) 規模

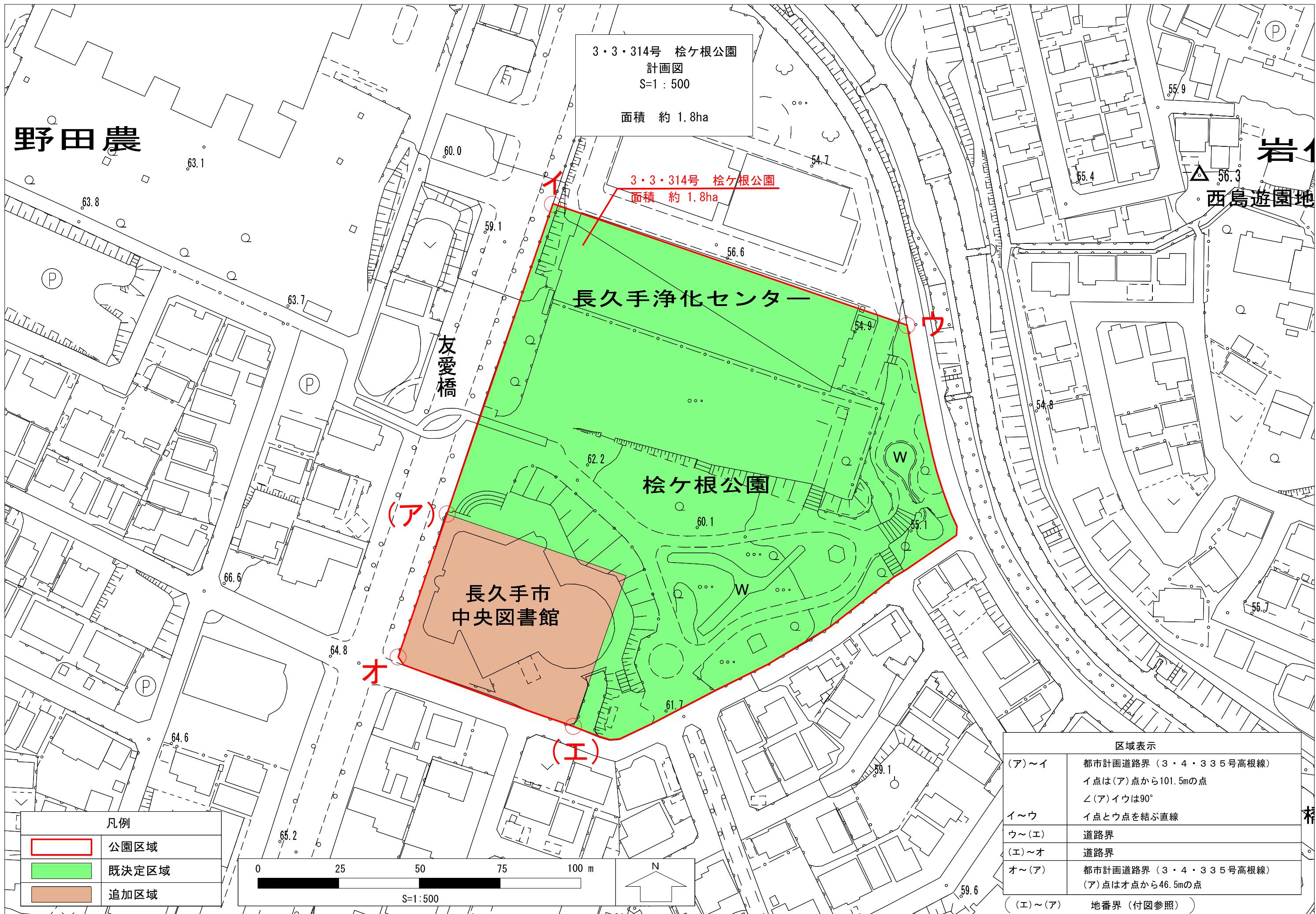
一体的な交流拠点を形成する、桧ヶ根公園と長久手市中央図書館を含む区域とするため、既存図書館の区域である約 0.23ha を拡大するものであり、規模は妥当です。

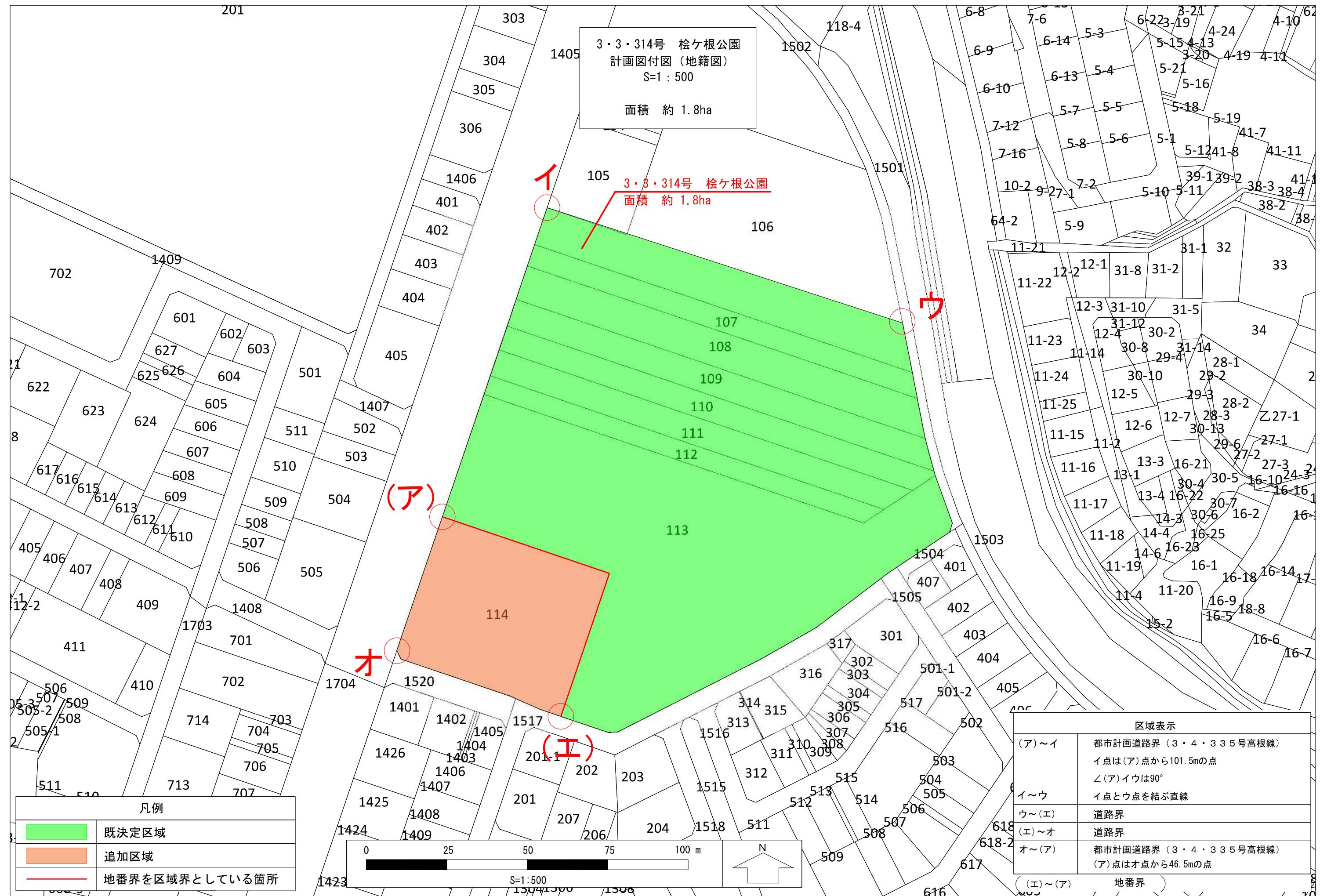
以上のことから、当該都市計画は妥当です。

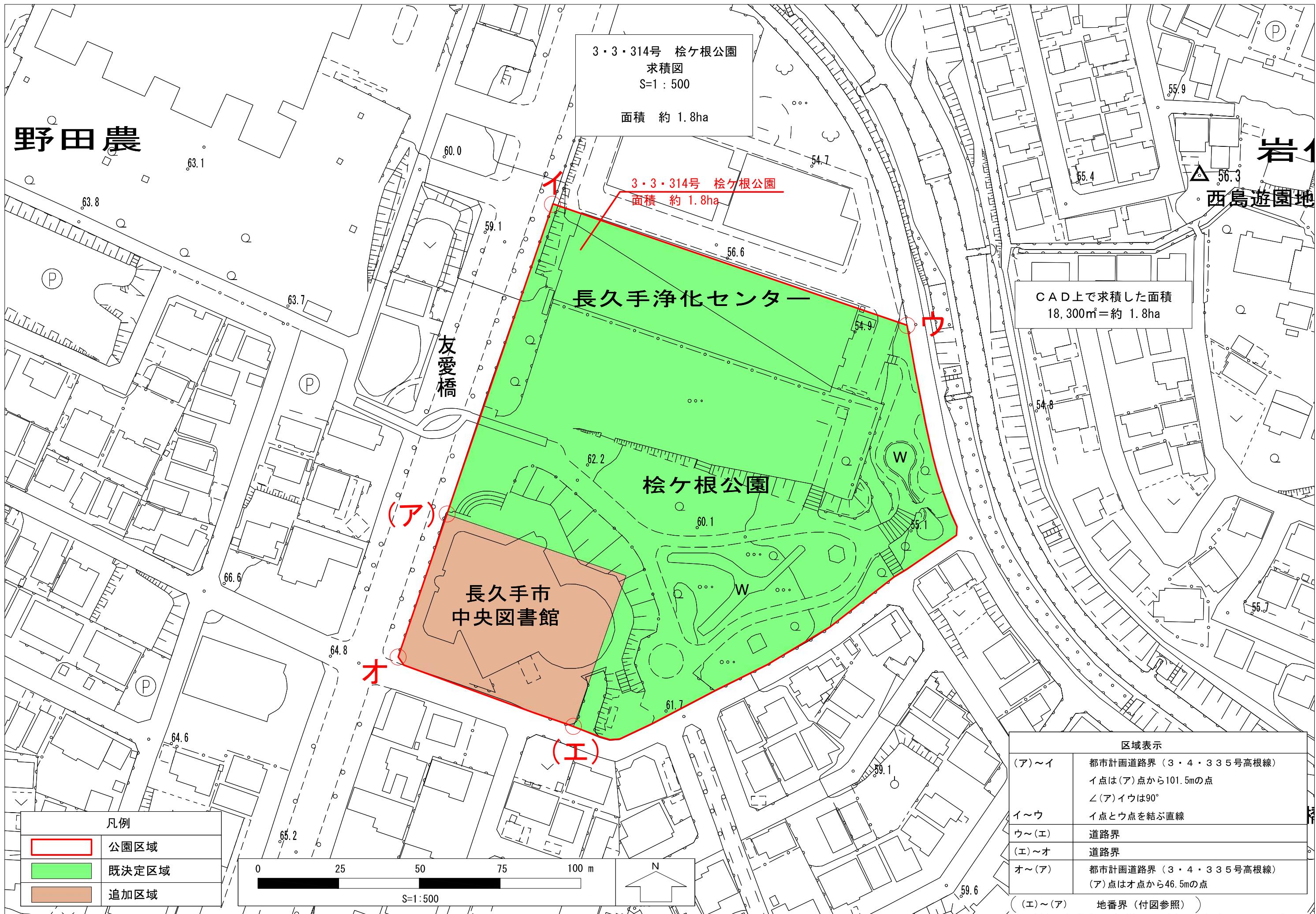
名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図

令和六年二月調製









都市計画の経緯の概要

名古屋都市計画公園の変更（長久手市決定）

事項	時期	備考
説明会	令和7年11月22日	場所 長久手市役所 研修室 3名 ※11月号広報掲載
事前協議	令和7年11月26日	
事前協議回答	令和7年12月11日	
案の縦覧	令和8年1月13日 ～ 令和8年1月27日	意見提出あり・なし 縦覧者数〇〇名 ※1月号広報 ※意見提出期限：1/27 以下予定
市都市計画審議会	令和8年3月16日	
知事への協議	令和8年4月〇〇日	
知事回答	令和8年5月〇〇日	
決定告示	令和8年6月〇〇日	